

## 入札参加業者の皆様へ

平成 25 年 1 月 1 日  
大阪府住宅まちづくり部公共建築室


### 本工事の第三者補償制度の変更について

建設工事請負契約書第 28 条第 3 項における損害賠償の基となる「事後調査委託」「費用負担額算定委託」については、工事完了後に大阪府から補償コンサルタントに委託していましたが、本工事における両委託については、本工事の請負者（※）が行なうこととなります。

（※複数の場合は補足説明書で指定された代表請負者）

事前調査戸数等から推定される「事後調査委託費」及び「費用負担額算定委託費」を補償費と併せて現場管理費として見積りしてください。

#### 第三者補償の流れ



内容	変更前	変更後
事前調査委託	大阪府	大阪府
工 事		
損害確認	大阪府（アンケート調査）	損害確認（※1） 代表請負者、大阪府立会
事後調査委託	大阪府	代表請負者（※2）
費用負担額 算定委託	大阪府	代表請負者（※2）
補償交渉	代表請負者	代表請負者
補償費の負担	第三者に及ぼした損害にかかる説明事項、第 5～第 7 による。	第三者に及ぼした損害にかかる説明事項、第 5～第 7 による。

※1 損害確認は、事前調査対象家屋に対し、当該工事による影響の恐れが無くなったと思われる時期に損傷の有無について聞き取り等を行います。

※2 事後調査委託費及び費用負担額算定委託費は全額請負者負担とする。  
また、請負者が複数の場合の負担割合は、請負者間の協議とする。